

2022年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社ヒガシトゥエンティワン
代表者名 取締役代表執行役社長 児島 一裕
(コード番号：9029 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役 田口 宗勝
(TEL：06-6945-5611)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の当社第100期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、定款第2条(目的)に定める事業目的の追加を行うとともに、文言を整理するために修正を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022年6月21日(予定)
定款変更の効力発生日 : 2022年6月21日(予定)

以 上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業法による利用運送事業並びに運送取次事業</u></p> <p>2. ～29. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>30.</u> (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>貨物自動車運送事業、<u>貨物利用運送事業</u>及び<u>運送取次事業</u></u></p> <p>2. ～29. (現行のとおり)</p> <p><u>30. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の包装、表示及び保管業</u></p> <p><u>31. 損害保険代理業</u></p> <p><u>32.</u> (現行のとおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(附則)</p> <p>1. ～2. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. ～2. (現行のとおり)</p> <p>3. <u>変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。なお、本項は施行日から 6 か月を経過した日又は次項で規定する株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。なお、本項は施行日から 6 か月を経過した日又は本項で規定する株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>